

高松市立亀阜小学校PTA規約(案)

第一章 名称および事務局

- 第 1 条 この会は、高松市立亀阜小学校PTA（以下「本会」という。）という。
第 2 条 本会は、事務局を高松市立亀阜小学校（以下「本校」という。）におく。

第二章 目的および活動

- 第 3 条 本会は、保護者と教師が協力して、学校と家庭と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とし、あわせて会員の修養と相互の親睦に努める。
第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。
一．学校・家庭・社会における児童の教育環境整備に関すること
二．学校行事への協力・支援に関すること
三．会員の研修に関すること
四．その他、本会の目的達成に必要なこと

第三章 規範

- 第 5 条 本会は、教育の充実・振興を本旨とする団体として次の規範に従って活動する。
一．児童の教育ならびに福祉のために活動するほかの団体および機関と協力する。
二．特定の政党や宗教にかたよらない。
三．本会、または本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
四．学校の人事、その他管理には干渉しない。

第四章 会員

- 第 6 条 本会の会員の資格は次のとおりとする。
一．本校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者
二．本校に勤務する職員
第 7 条 本会の会費は、会員から徴収する。
2．同一家族より2名以上通学する児童のある場合は、1名は全額、他は別に定める。
3．会費は、会員の事情により免除することができる。
第 8 条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
第 9 条 本会の会員は、高松市PTA連絡協議会の会員となる。

第五章 経理・会計

- 第 10 条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金およびその他の収入によって支弁する。
第 11 条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
第 12 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
第 13 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。会計年度は事業年度と同じ期間とする。
2．出納に関する事務処理は、当該会計年度の翌年5月31日までに完結する。

第六章 役員

- 第 14 条 本会に、次の役員をおく。
会長 1名 副会長 3名以上（うち1名は校長） 庶務 若干名
会計 3名（うち1名は本校職員） および顧問 若干名

- 第15条 役員は、総会において選出する。
- 第16条 役員の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。
- 第17条 役員に欠員が生じた場合は、補欠選出を行うが、その任期は残任期間とする。
2. 補欠選出については、評議員会でこれを決することができる。
 3. 役員は、任期満了後といえども後任者選出までその職務に服する。
- 第18条 会長は、本会の会務を総理し、総会、評議員会および役員会を招集して会議の議長となる。
- 第19条 副会長は、会長を補佐する。また、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 第20条 庶務は、次の職務を行う。
- 一. 総会、役員会および評議員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項の記録
 - 二. 記録・通信その他の書類の保管
 - 三. 会長の指示による本会の庶務の遂行
- 第21条 会計は、次の職務を行う。
- 一. 総会で議決された予算に基づき、一切の会計事務を処理する。
 - 二. 本会の財産を管理する。
 - 三. 定期総会において、監査委員の監査を経て、前年度の決算報告をする。
 - 四. 予算の立案について協力する。
- 第22条 顧問は、必要に応じて会長経験者の中から会長が任命し、会長の求めに応じて役員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。
- 第23条 役員会は、会長が招集する。
2. 役員会の決議事項は評議員会に提案し、承認を得る。

第七章 監査委員

- 第24条 本会の業務・経理を監査するために、2名の監査委員を置く。
- 第25条 監査委員は、総会において選出する。
- 第26条 監査委員は、必要に応じて、随時監査を行うことができる。
- 第27条 監査委員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
2. 監査委員に欠員を生じた時は、補欠選出を行うが、その任期は残任期間とする。
 3. 補欠選出については、評議員会でこれを決することができる。
 4. 監査委員は、任期満了後といえども後任者選出までその職務に服する。

第八章 総会

- 第28条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高決議機関である。
- 第29条 総会は、定期総会および臨時総会とする。
2. 総会は、会員の3分の1以上の出席（委任状を含む。）により成立する。
 3. 定期総会は、毎事業年度終了の日から2ヶ月以内に開催する。
 4. 臨時総会は、会長が必要と認めた時、評議員会が必要と認めた時、または会員の5分の1以上の要求があった時、開催する。
- 第30条 総会では、次のことを決議する。
- 一. 本会の事業計画の決定および事業報告の承認
 - 二. 予算の決定および決算報告の承認
 - 三. 役員を選出
 - 四. 監査委員を選出
 - 五. 規約の改廃
 - 六. その他、本会の目的達成に必要な事項
- 第31条 総会の議事は、出席者の過半数をもって採否を決定する。

第九章 評議員および評議員会

第32条 評議員会は、総会に次ぐ決議機関で、会長がこれを招集する。

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2. 評議員とは、本会の役員、各学級PTAの代表（代議員と称す）、校長、教頭、教員代表若干名、監査委員、専門委員会委員長及び特別活動委員会委員長をもって構成する。

第34条 評議員会は、次のことを決議する。

- 一. 本会に必要な事業の具体的な計画と運営に関すること
- 二. 他団体との連絡提携ならびに交渉に関すること
- 三. 各学年団のPTA活動に関すること
- 四. 専門委員会・特別活動委員会の運営に関すること
- 五. 総会に提出すべき諸事項の原案
- 六. その他必要な事項

第十章 専門委員会

第35条 本会の事業遂行のために、次の専門委員会を設ける。

- 一. 広報委員会
- 二. 教養文化委員会
- 三. 保健体育委員会
- 四. 厚生委員会

第36条 専門委員会の規程は別に定める。

第十一章 特別活動委員会

第37条 本会の事業を支援するために、必要に応じて特別活動委員会を設けることができる。

第38条 特別活動委員会の規程は別に定める。

第十二章 表彰

第39条 本会、または社会に功労があった者は、評議員会の決議を経て、これを表彰することができる。

第十三章 財産

第40条 本会は、評議員会の決議を経て財産の一部を基金とすることができる。

2. 基金は評議員会の決議を経なければ処分することができない。

第41条 財産の造成および管理、または処分に関し、必要な事項は評議員会の決議を経てこれを定める。

第十四章 会員の個人情報の取り扱いについて

第42条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「高松市立亀阜小学校PTA個人情報取扱規則」に定めて規制に運用するものとする。

第十五章 付則

第43条 本会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない範囲で、評議員会において決議する。

第44条 評議員会は、細則を制定または改廃した場合、その結果を次期総会に報告しな

ければならない。

第45条 この規約は、昭和36年4月1日より実施し、次の通り改正する。

S42. 5. 11/S43. 6. 27/S50. 4. 24/S60. 4. 22/H2. 4. 18/H11. 5. 1/H12. 5. 1
/H19. 3. 23/H20. 3. 24/H23. 4. 28/H25. 4. 21/H27. 2. 25/H28. 4. 24/H30. 4. 21